

幼稚園・保育所・認可外保育施設・認定こども園の比較（その1）

	幼稚園	保育所	(参考) 認可外保育施設	認定こども園
所管省庁	文部科学省	厚生労働省	厚生労働省	文部科学省・厚生労働省
根拠法令	学校教育法	児童福祉法	児童福祉法	就学前保育等推進法（略称）
施設の区分	学校 <幼稚園>	児童福祉施設 <保育所>	<認可外保育施設>	<幼稚園> <保育所> <認可外保育施設>
目的	幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長する	日々保護者の委託を受けて保育に欠ける乳児又は幼児を保育する	日々保護者の委託を受けて保育に欠ける乳児又は幼児を保育する	幼稚園及び保育所等における小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供する
対象児	満3歳～就学前の幼児	0歳～就学前の保育に欠ける児童	0歳～就学前の保育に欠ける児童 外	満3歳以上の保育に欠けない子ども + 就学前の保育に欠ける子ども
開設日数	39週以上（春夏秋冬休みあり）	約300日（月～土）	規定なし	保育に欠ける子どもに対する保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の实情に応じて定める
保育時間	4時間を標準 預かり保育を実施	8時間を原則 延長保育を実施	規定なし	保育に欠ける子どもに対する保育時間は8時間を原則
地域に対する子育て支援	任意 子育て相談 園舎・園庭の開放	任意 地域子育て支援センター（育児相談、子育てサークルの支援等） 一時保育	任意 一時保育	必須 親子の集いの場の提供や子育て相談 一時保育 子育て支援を希望する者と支援を行う者との連絡調整 等
保育・教育内容	幼稚園教育要領	保育所保育指針	認可外保育施設指導監督基準	幼稚園教育要領及び保育所保育指針 加えて認定こども園に固有の事情にも配慮が必要
設置主体	国（国立大学法人） 地方公共団体、 学校法人（特例あり）	制限なし	制限なし	既存の制度と同じ
施設設置認可等	公立（認可）：県教育委員会 私立（認可）：県	公立（届出）：県（中核市を除く） 私立（認可）：県、中核市	届出（一定規模以上）：県、中核市	認定こども園の認定：県
県内施設数 入所児童数	国立 1か所 144人 公立 82か所 3,982人 私立 110か所 15,823人 計 193か所 19,949人 (H18.5現在)	公立 240か所 15,174人 私立 97か所 8,447人 計 337か所 23,621人 (H18.4現在)	ベビーホテル・その他の託児所 61か所 1,830人（H18.2現在） へき地保育所 14か所 138人（H17.10現在）	
入所	保護者と施設との直接契約	保護者と市町村の契約 (入所希望に配慮)	保護者と施設との直接契約	保護者と施設との直接契約
保育料	施設が保育料を設定、徴収 (所得に応じて就園奨励費を助成)	市町村が保育料を設定、徴収 所得に応じた負担	施設が保育料を設定、徴収	施設が保育料を設定、徴収 (市町村は私立認定保育所の保育料について変更命令可)
運営費	公立 交付税措置 私立 私学助成	公立 交付税措置 私立 保育所運営費負担金 (国 1/2,県 1/4,市町村 1/4)	へき地 交付金又は交付税措置 その他 認可外保育施設児童育成事業費(県単・一部国費)	

幼稚園・保育所・認可外保育施設・認定こども園の比較（その2）

	幼稚園 (幼稚園設置基準)	保育所 (児童福祉施設最低基準)	(参考) 認可外保育施設 (認可外保育施設指導監督基準)	認定こども園 (文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準)
職員配置基準	1学級(原則 35人以下)ごとに少なくとも専任の教諭1人	0歳児 概ね3:1 満1・2歳児 " 6:1 満3歳児 " 20:1 満4歳以上児 " 30:1 以上	11時間以内の時間帯 保育所と同様 11時間を超える時間帯 常時2人以上	0～満2歳児 保育所基準と同様 満3歳以上児 【子どもの数に応じた職員の確保】 満3歳児 短時間利用児 概ね 35:1、長時間利用児 概ね 20:1 満4歳以上児 短時間利用児 " 35:1、長時間利用児 " 30:1 以上 【学級担任】 共通利用時間(4時間程度)については学級を編制 1学級(原則 35人以下)ごとに少なくとも1人の学級担任
職員資格基準	幼稚園教諭(普通免許状) 特別の事情がある場合は、学級数の1/3の範囲内で、専任の幼稚園助教諭(臨時免許状)で代替可	保育士	概ね 1/3以上は保育士又は看護師	0～満2歳児 保育士資格必要 満3歳以上児 幼稚園教員免許又は保育士資格のいずれかが必要 ただし、 学級担任 幼稚園教員免許必要 なお、保育所型、地方裁量型で、その確保が難しい場合、本人の意欲等を考慮の上、両資格併有に向けた努力を行っている場合に限り、保育士資格のみの者を学担任にできる 長時間利用児の保育従事者 保育士資格必要 なお、幼稚園型、地方裁量型で、その確保が難しい場合、本人の意欲等を考慮の上、両資格併有に向けた努力を行っている場合に限り、幼稚園教員免許のみの者を長時間利用児の保育従事者にできる
施設基準	保育室・遊戯室(兼用可) 職員室・保健室(兼用可) 便所 手洗用設備・足洗用設備 飲料水用設備 運動場(同一敷地内又は隣接する位置に設けること)	保育室又は遊戯室(満2歳以上児) 乳児室又はほふく室(満2歳未満児) 便所 調理室 医務室(満2歳未満児) 屋外遊戯場(満2歳以上児・付近にある代替地含む)	保育室 調理室 便所(手洗設備)	保育室又は遊戯室 乳児室又はほふく室(満2歳未満児) 調理室 屋外遊戯場(幼稚園型以外で要件を満たす場合は、付近の適当な場所で代替可)
園舎	1学級 180㎡ 2学級～ 320+100*(学級数-2)㎡ 以上	規定なし	規定なし	園舎の面積(満2歳児用の保育室等、0・満1歳児用の乳児室等の面積を除く) 幼稚園基準と同様 ただし、既存施設から転換する場合は、保育室等の基準を満たせば可
保育室等	保育室の数は学級数を下回ってはならない	満2歳以上児 保育室又はほふく室 1.98㎡/人 0・満1歳児 乳児室 1.65㎡/人 ほふく室 3.3㎡/人 以上	概ね 1.65㎡/人以上	満3歳以上児 保育室又は遊戯室の面積 保育所基準と同様 ただし、既存施設から転換する場合は、園舎の基準を満たせば可 満2歳児 保育室又は遊戯室の面積 保育所基準と同様 0・満1歳児 乳児室又はほふく室の面積 保育所基準と同様
屋外遊戯場	～2学級 330+30*(学級数-1)㎡ 3学級～ 400+80*(学級数-3)㎡ 以上	満2歳以上児 3.3㎡/人 以上	規定なし	満2歳児 保育所基準と同様 満3歳以上児 幼稚園基準・保育所基準の両方を満たすことが原則 ただし、既存施設から転換する場合は、いずれかの基準で可
給食	外部搬入や弁当の持参可	調理室を設けること 調理業務の委託は可 満3歳以上児について外部搬入可	調理室があること 外部搬入や弁当の持参可	調理室を設けること 満3歳以上児について外部搬入可 (外部搬入方式でもなお自園で行うことが必要な調理のための設備は必要)